

**2. 第2種特別加入保険料率の改定(単位：1/1,000)**

(平成30年4月1日改定)

事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率	
		新	旧
特 1	労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災保険法施行規則」という。)第46条の17第1号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者)	12	13
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業(建設業の一人親方)	18	19
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業(漁船による自営業者)	45	46
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業(林業の一人親方)	52	52
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業(医薬品の配置販売業者)	7	7
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業(再生資源取扱業者)	14	14
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業(船員法第一条に規定する船員が行う事業)	48	49
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第1号口の作業(指定農業機械従事者)	3	3
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業(職場適応訓練受講者)	3	3
特10	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又は口の作業(金属等の加工、洋食器加工作業)	15	16
特11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業(履物等の加工の作業)	6	7
特12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業(陶磁器製造の作業)	17	17
特13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業(動力機械による作業)	3	4
特14	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業(仏壇、食器の加工の作業)	18	18
特15	労災保険法施行規則第46条の18第2号口の作業(事業主団体等委託訓練従事者)	3	3
特16	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業(特定農作業従事者)	9	9
特17	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業(労働組合等常勤役員)	3	4
特18	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業(介護作業従事者及び家事支援従事者)	5	6

※ 第3種特別加入保険料率については、3/1,000から変更ありません。

**3. 労務費率の改定**

請負による建設事業において、賃金総額を正確に把握することが困難な場合に保険料の算定に使用する労務費率

(平成30年4月1日改定)

事業の種類 の分類	事業の種類	請負金額に乗ずる率	
		新	旧
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	19%
	道路新設事業	19%	20%
	舗装工事業	17%	18%
	鉄道又は軌道新設事業	24%	25%
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	23%	23%
	既設建築物設備工事業	23%	23%
	機械装置の組立て又は据付けの事業	38%	40%
	その他の建設事業	21%	22%
	組立て又は取付けに関するもの その他のもの	24%	24%

**平成30年度の雇用保険料率 ~前年度から変更ありません~**

**平成30年度の雇用保険料率**

事業の種類	負担者		①+② 雇用保険料率		
	①労働者負担 (失業等給付の保 険料率のみ)	②事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	3/1000	6/1000	3/1000	3/1000	9/1000
農林水産※清酒製造の事業	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	4/1000	4/1000	12/1000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

お問い合わせ先：広島労働局総務部労働保険徴収課 ☎082-221-9246